

広島県警察本部公告第7号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成25年1月21日

広島県警察本部長 井 口 齊

1 調達内容

(1) 業務名

自動車運転免許関係資料の電算登録業務等委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

ア 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

イ 福山市瀬戸町大字山北54番地2 広島県東部運転免許センター

(5) 入札方法

契約期間全体の総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成23年広島県告示第740号（平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「15Fデータ処理」又は「15Zその他」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成25年1月21日（月）から平成25年2月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部会計総務課（広島県庁舎本館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒731-5198 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県警察本部交通部運転免許課免許第五係（広島県運転免許センター1階）

電話（082）228-0110（内線 703-238）

イ 交付期間

平成25年1月21日（月）から平成25年2月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，又は郵送により請求すること。ただし，郵送による請求の場合は，上記イの期間内に必着することとし，返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成25年1月28日（月） 午後3時

イ 説明場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター 5階大会議室

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は，入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成25年2月4日（月） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成25年2月12日（火）までに通知する。

(4) 入札書の提出先，提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成25年3月5日（火） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし，郵送等による場合は，上記イの期限までに必着す

ることとする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年3月6日（水） 午後3時

イ 場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター 5階大会議室

5 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者。ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「15Fデータ処理」又は「15Zその他」の資格に限る。

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記4(3)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札，入札に際しての注意事項に違反した入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は，無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は，広島県議会における当該契約に係る平成25年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また，平成26年度の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は，県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒731-5198 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県警察本部交通部運転免許課免許第五係（広島県運転免許センター1階）

電話（082）228-0110（内線 703-238）

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Commission of a development of data input “Drivers License”

(2) Fulfillment period : From April 1 2013 to March 31 2015 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act)

(3) Fulfillment place :

A Hiroshima Prefectural Drivers License Center 3-1-1, Ishiuchi-minami, Saeki-ku, Hiroshima City, 731-5198 Japan

B Hiroshima Prefectural Toubu Drivers License Center 54-2, Sahoku, Setocho, Fukuyama City, 720-0838 Japan

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m. February 4 2013

(5) Time-limit for tender : 5:00 p.m. March 5 2013

(6) Contact point for the notice : Drivers License Division, Traffic Department, Hiroshima Prefectural Police Headquarters

3-1-1, Ishiuchi-minami, Saeki-ku, Hiroshima City, 731-5198 Japan

TEL 082-228-0110 (ext. 703-238)